

町田市立小学校等の学校給食費に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年(2024年)2月22日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市立小学校等の学校給食費に関する条例の一部を改正する条例

町田市立小学校等の学校給食費に関する条例（平成31年3月町田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p><u>町田市立学校の学校給食費に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、町田市が設置する小学校及び<u>町田市規則（以下「規則」という。）</u>で定める<u>中学校</u>において学校給食法（昭和29年法律第160号）第4条の規定に基づき町田市が実施する同法第3条第1項に規定する学校給食に係る同法第11条第2項に規定する学校給食費（以下「学校給食費」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(学校給食費の額)</p> <p>第3条 学校給食費の額は、規則で定める。</p>	<p><u>町田市立小学校等の学校給食費に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、町田市が設置する小学校及び<u>町田市立武蔵岡中学校</u>において学校給食法（昭和29年法律第160号）第4条の規定に基づき町田市が実施する同法第3条第1項に規定する学校給食に係る同法第11条第2項に規定する学校給食費（以下「学校給食費」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(学校給食費の額)</p> <p>第3条 学校給食費の額は、<u>町田市規則（以下「規則」という。）</u>で定める。</p>

附 則

この条例は、令和6年9月1日から施行する。